

社会福祉法人 育護会 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人育護会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条並びに評議員選任、解任委員会運営委規則第6条の規程に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任、解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程で役員とは法人の理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（役員報酬）

第3条 役員に対して支給する報酬は、各年度の総額が80万円を超えない範囲とし、本規程に定める基準に従って算定する。

2 役員が理事会等に出席し報酬を支払う場合には、別表1により支給する。

（理事の報酬）

第4条 理事が理事長の命を受けて、理事会以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

（監事の報酬）

第5条 監事が法人及び施設運営状況等について、指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

（役員の費用弁償）

第6条 役員が職務を執行することに伴い発生した交通費は、旅費規程に基づき、実費弁償として実費相当額を支払う。

（評議員の報酬等）

第7条 評議員が評議員会に出席し報酬を支払う場合には、別表2により支給する。

2 施設までの交通費は、実費弁償として実費相当額を支払う。

（出張旅費等）

第9条 役員等が法人業務のために出張する場合は、本規程に定める報酬（別表1及び2）を支給するとともに、旅費規程に定める出張旅費を支払う。

(適用除外)

第10条 職員を兼務する評議員選任、解任委員はこの規程を適用しない。

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経てこれを行う。

【別表1】

項 目	報 酬 (日額)	実費弁償額
理事会等への出席	10,000円 (業務執行理事6,000円)	交通費(旅費)実費
その他理事業務	10,000円 (業務執行理事6,000円)	交通費(旅費)実費
監事監査業務	10,000円 (業務執行理事6,000円)	交通費(旅費)実費

※ 報酬(日額)は、4時間未満の場合上記金額の半額とする。

【別表2】

項 目	報 酬 (日額)	実費弁償額
評議員会への出席	10,000円 (業務執行理事6,000円)	交通費(旅費)実費
評議員選任解任委員会への出席	10,000円	交通費(旅費)実費

※ 報酬(日額)は、4時間未満の場合、上記金額の半額とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年9月3日から施行する。

この規程は、令和4年12月15日から施行する。